

教区制

(一九九一年六月二十九日)
条例公示第八号

改正

- ①一九九七・六・一三条例公示九
- ②二〇〇〇・六・二七条例公示四
- ③二〇〇〇・五・六・二八条例公示一〇
- ④二〇〇〇・五・六・二八条例公示一一
- ⑤二〇〇九・六・二九条例公示五

第一章 教区の宗務執行機関

(教務所長の職務)

第一条 教務所長は、教区の宗務を執行するため、教務所を統轄し、次の事務を掌理する。

- 一 教化及び学事に関する事項
- 二 同朋の会に関する事項
- 三 儀式に関する事項
- 四 公益事業に関する事項
- 五 寺院、教会その他の所属団体に関する事項
- 六 僧侶、門徒及び寺族に関する事項
- 七 本派の選挙に関する事項

八 相統講に関する事項

九 懇志の奨励に関する事項

十 共済に関する事項

十一 財務に関する事項

十二 賞罰及び風紀、秩序の維持に関する事項

十三 教区会及び教区門徒会に関する事項

十四 組に関する事項

十五 教区の施設に関する事項

十六 渉外に関する事項

十七 その他必要な事項

(教区費の賦課徴集)

第二条 教務所長は、教区会及び教区門徒会の議決を経て、教区内の寺院、教会その他の所属団体に対して、教区に必要な経費を賦課徴集することができる。

(教区の経費)

第三条 教区の経費は、前条の教区費及び交付金その他をもつてこれに充てる。

2 前項の交付金は、教区交付金といい、教化交付金と奨励交付金に区分し、内局が年度ごとに交付率を定めて交付する。
(会計年度)

第四条 教区の会計年度は、会計条例第三条による。

(予算の議決及び予備費)

第五条 教務所長は、教区の会計の歳入歳出の予算を編成し、教区会及び教区門徒会に提出して、その議決を得なければならない。

2 予算中に予備費を設け、教務所長の責任でこれを支出することができる。

(補正予算)

第六条 教務所長は、教区会及び教区門徒会の議決を経て、予算の補正をすることができる。

(決算の承認)

第七条 教務所長は、予算と同時に、過年度の歳入歳出決算を監事の監査を経て教区会及び教区門徒会に提出して、その承認を求めなければならない。

(教区の区域)

第八条 教区の区域は、別にこれを定める。

第二章 教区の議決機関

第一節 通則

(教区会及び教区門徒会)

第九条 教区の宗務の適正な運営をはかるため、教区に教区会

及び教区門徒会を置く。

(付議事項)

第十条 教務所長は、次に掲げる事項を教区会及び教区門徒会に付議しなければならない。

- 一 教化及び学事の振興に関する事項
- 二 教区の施設に関する事項
- 三 教区費の賦課徴集に関する事項
- 四 懇志の奨励に関する事項
- 五 組への交付金に関する事項
- 六 その他必要な事項

2 教区会及び教区門徒会は、宗務総長の承認を得て、宗門維持のための懇志金勧募について、必要と認める方法を議決することができる。

3 前項の議決については、宗務総長の承認を得なければならない。

(案件の提案)

第十一条 教区会議員又は教区門徒会員は、それぞれ教区会議員又は教区門徒会員三人以上の賛成を得て、案件を提案することができる。

(招集)

第十二条 教区会及び教区門徒会は、毎年一回教務所長がこれを招集する。

2 教務所長は、特に必要と認めるときは、臨時会を招集することができる。ただし、この場合の議案は、教務所長が提出したものに限る。

(会期)

第十三条 教区会及び教区門徒会の会期は、それぞれ三日以内とする。ただし、臨時会においては、二日以内とする。

2 前項の会期は、必要によって延長することができる。

(招集の発令)

第十四条 教区会及び教区門徒会の通常会の招集は、期日を定めて、少なくとも十日前にこれを発令しなければならない。ただし、臨時会の招集は、前項の期間を七日までに短縮することができる。

(合同協議会)

第十五条 教区会及び教区門徒会の議決が異なるときは、教区会参事会（以下「参事会」という。）及び教区門徒会常任委員会（以下「常任委員会」という。）による合同協議会

（以下「協議会」という。）の議に付するものとし、協議会の議決を教区会及び教区門徒会の議決とみなす。

2 協議会は、教務所長が招集する。

3 協議会に座長を置き、協議会を構成する者（以下「協議会員」という。）で互選する。

4 協議会は、参事会及び常任委員会を構成する者のそれぞれ半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

5 協議会の議事は、出席協議会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、座長がこれを決する。

(議決事項の告示及び報告)

第十六条 教区会及び教区門徒会で議決した事項については、教務所長がこれを告示し、併せて宗務総長に報告しなければならない。

(議決事項の遵守)

第十七条 教区会及び教区門徒会で議決した事項については、

教区内の寺院及び教会並びに僧侶及び門徒は、これを履行し若しくは遵守しなければならない。

2 参事会及び常任委員会で議決した事項についても、前項と同様とする。

第二節 教区会

(組織)

第十八条 教区会は、教区会議員でこれを組織する。

(教区会議員)

第十九条 教区会議員は、教区内における組長（以下「組長議員」という。）及び選挙による者（以下「選出議員」という。）の二つとする。

(選出議員の定数)

第二十条 選出議員の定数は、その教区における寺院及び教会の数が一百までは五人とし、一百一から四百まではその数が三十を加える毎に一人宛を増加し、四百一からはその数が五十を加える毎に更に一人宛を増加するものとする。

(選出議員の選挙)

第二十一条 選出議員の選挙に関する事項は、教区会議員選挙条例による。

(任期)

第二十二条 選出議員の任期は、総選挙の日から三年とする。

2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 組長議員の任期は、組長の在任中とする。

(失職)

第二十三条 教区会議員は、被選挙資格を失ったときは、その職を失う。

(委任)

第二十四条 教区会は、その権限に属する事項を、参事会に委任することができる。

(建議)

第二十五条 教区会は、教区内の教学施設について、宗務総長及び教務所長に建議することができる。

(諮問)

第二十六条 教区会は、宗務総長又は教務所長の諮問があるときは、意見を答申しなければならない。

(議長及び副議長)

第二十七条 教区会に議長及び副議長各一人を置き、議員の中からこれを互選する。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

(議長の職務権限)

第二十八条 議長は、教区会の秩序を保持し、議事を整理し、教区会を代表する。

(職務代理及び仮議長)

第二十九条 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

2 議長及び副議長にともに事故があるときは、仮議長を互選

する。

(説明員)

第三十条 教務所長、次長、主事、主事補、主計及び教務所長の委任を受けた者は、会議に出席して説明をすることができる。

(開会及び閉会)

第三十一条 教区会の開会及び閉会は、教務所長が行う。

(席次)

第三十二条 議員の席次は、通常会の初めに抽選でこれを定める。

(定足数及び表決)

第三十三条 教区会は、議員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 教区会の議事は、出席議員の過半数でこれを決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

(傍聴・秘密会)

第三十四条 教区会の会議は、議長の承認を得た者に限って傍聴することができる。

2 教務所長の要求があったとき、又は会議で議決したときは、秘密会とすることができる。

(会議の停止)

第三十五条 教区会の議事で、宗憲その他の諸規則に違反し、宗会の議決に悖り、又は本派の施策に反すると認めたときは、教務所長は、会議を停止し、宗務総長に具状してその指揮を請わなければならない。

(発言の取消及び退場)

第三十六条 会議中に、違法の所為をなし、その他議場の秩序を紊し、又は不穩当にわたる言動をする議員があるときは、議長は、制止し、又は発言を取消させることができる。

2 議長の命に従わないときは、退場させ、又は議場に諮って相当の懲戒を加えることができる。

(傍聴人の退場命令)

第三十七条 傍聴人で会議の妨害をする者があるときは、議長は、これに退場を命ずることができる。

(議事細則)

第三十八条 教区会は、議事細則を定め、教務所長の承認を得てこれを施行することができる。

(書記)

第三十九条 教区会に書記若干人を置き、教務所長が所属役員の中からこれを任命する。

(議事録)

第四十条 教区会は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出欠議員の氏名及び会議に関する主要な事項を記載して、議長は、署名委員二人と共に、これに連署しなければならない。

(報告)

第四十一条 教区会で議決した事項は、議長がこれを教務所長に報告しなければならない。

第三節 教区会参事会

(設置)

第四十二条 教区会に参事会を置くことができる。

(組織)

第四十三条 参事会は、教区会参事会員(以下「参事会員」という。)で組織し、教区会議長・副議長及び教区会において互選した者がこれに当る。

(定数)

第四十四条 教区会において互選すべき参事会員(以下「選出参事会員」という。)の数は、教区内の寺院及び教会数が三百に満たないものは、五人以内、三百以上のものは、七人以上とする。

2 選出参事会員に補充員二人を置き、教区会において互選した者がこれに当たる。

(任期)

第四十五条 参事会員の任期は、教区会議員の任期による。

第四十六条 参事会員は、任期が満了しても、後任者が就任するまで在任する。

(議長及び副議長)

第四十七条 参事会の議長及び副議長は、教区会の議長及び副議長がこれに当たる。

(付議事項)

第四十八条 参事会には、次の事項を付議する。

一 教区会から委任を受けた事項

二 教区会の議決を経るいとまのない臨時緊急の事項

三 その他教務所長が必要と認めた事項

2 前項の議決は、次の教区会に報告しなければならない。

(招集)

第四十九条 参事会は、会期を定めて、教務所長がこれを招集する。

2 参事会員の半数以上の要求があるときは、教務所長は、参事会を招集しなければならない。

(参事会に関する準用規定)

第五十条 第三十三条から第四十一条までの規定は、参事会にもこれを準用する。

(参事会員の報告)

第五十一条 教務所長は、選出参事会員が定まったとき又はその異動があつたときは、遅滞なくその氏名を宗務総長に報告しなければならない。

第四節 教区門徒会

(組織)

第五十二条 教区門徒会は、組門徒会において組門徒会員の中から互選された教区門徒会員で組織する。

2 前項の会員の数は、当該教区の組の数の二倍を超えないものとする。

3 教務所長は、組の区域及び寺院及び教会の数を勘案して、各組門徒会において互選すべき教区門徒会員の定数を定めなければならない。この場合一の組門徒会について三人を超えないものとする。

(組織に関する特例)

第五十三条 特別の事情のある教区で、前条の規定によることのできないときは、宗務総長の許可を受けて、教区門徒会の

組織及びその定数について別に定めることができる。

(教区門徒会員証の交付)

第五十四条 教区門徒会員には、教務所長が教区門徒会員証を交付する。

(規約)

第五十五条 教区門徒会は、その定数及び運営の方法その他必要な事項について規約を定め、宗務総長の承認を得なければならない。

(資格を有しない者)

第五十六条 次の各号に掲げる者は、教区門徒会員となることのできない。

- 一 満二十歳に達していない者
 - 二 宗務役員及び条例で宗務役員とみなされ又は宗務役員に準ずると定められた役職にある者
 - 三 成年被後見人又は被保佐人である者
 - 四 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者
 - 五 禁こ以上の刑に処せられその執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (地位の失効)

第五十七条 教区門徒会員は、組門徒会員でなくなつたときは、その地位を失う。

2 教区門徒会員は、門徒たるの本分に悖り、又は教区門徒会の品位を失墜する行為により、教区門徒会において不適任と決定されたときは、会員の地位を失う。

3 教区門徒会が前項の決定をしようとするときは、出席会員の四分の三以上の多数で決めなければならない。

(任期)

第五十八条 教区門徒会員の任期は、三年とする。

2 補欠による教区門徒会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第五十九条 教区門徒会に教区門徒会員の互選により、次の役員を置く。

一 会長

二 副会長 一人

三 常任委員 当該教区の選出参事会員の数

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理し、教区門徒会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その

職務を代理する。

4 常任委員は、会長及び副会長とともに常任委員会を組織し、この条例に定める事項を行う。

5 常任委員に補充員二人を置き、教区門徒会において互選した者がこれに当たる。

6 第一項の役員は、教区門徒会員の任期による。ただし、役員が満了しても、後任者が就任するまで、常任委員会に属する事項を行う。

(教区門徒会員の選定期間)

第六十条 第五十二条第一項の規定による教区門徒会員の選定は、新たに選定された組門徒会員の任期が始まる日から教区門徒会員の任期が満了する日の前五日までの間にこれを行わなければならない。この場合、組長は、遅滞なくその結果を教務所長に報告しなければならない。

(名簿の作成及び報告)

第六十一条 教務所長は、教区門徒会員及び第五十九条第一項の役員の名簿を作成し、宗務総長に報告しなければならない。

2 教務所長は、前項の名簿に異動があつたときもまた同様とする。

(常任委員会への委任)

第六十二条 教区門徒会は、その権限に属する事項を常任委員会に委任することができる。

(準用規定)

第六十三条 第二十五条及び第三十条から第四十一条までの規定は、教区門徒会にこれを準用する。

第五節 教区門徒会常任委員会

(設置)

第六十四条 教区門徒会に常任委員会を置く。

(座長)

第六十五条 常任委員会の座長は、教区門徒会の会長がこれに当たる。

(常任委員会に関する準用規定)

第六十六条 第四十八条から第五十条までの規定は、常任委員会にこれを準用する。

第三章 監事

(監事)

第六十七条 教区に監事二人を置く。

2 監事は、教区内の住職又は教会主管者の中から教区会参事会が推薦した者一人及び組門徒会員の中から教区門徒会常任委員会が推薦した者一人とする。

(任期)

第六十八条 教区会参事会が推薦した監事の任期は、教区会議員の任期に準じ、教区門徒会常任委員会が推薦した監事の任期は、教区門徒会員の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

2 補充による監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第六十九条 監事は、毎年教区の会計の歳入及び歳出の決算を監査し、教区会及び教区門徒会に報告する。

第四章 教区教化委員会

(設置)

第七十条 教化基本条例(一九八五年条例公示第四号)第六條第二項に基づき、教化に関する企画、研鑽、その他必要な事業を行うため、各教区に教区教化委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第七十一条 委員会は、教区教化委員長(以下「委員長」という。)及び教区教化委員(以下「委員」という。)若干人で組織する。

2 委員は、教務所長がこれを委嘱する。

(委員長)

第七十二条 委員長は、教務所長がこれに当たり、会務を統理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第七十三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第七十四条 委員会は、委員長が招集し、毎年一回以上これを開く。

2 委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(施行細則)

第七十五条 委員会を運営するために必要な事項は、教務所長が教区会及び教区門徒会の議決を経、宗務総長の承認を得て定める。

(達令への委任)

第七十六条 この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

附 則

1 この条例は、一九九一年七月一日から施行する。

2 一九九一年六月三十日現在、定めていた教区の区域は、この条例によるものとみなす。

3 一九九一年六月三十日現在、存在した教区会及び教区門徒会並びに教区会参事会及び教区門徒会常任委員会は、この条例による教区会及び教区門徒会並びに教区会参事会及び教区門徒会常任委員会とみなす。

4 一九九一年六月三十日現在、在職していた教区会議員、教区会議長及び副議長、教区会参事会員並びに教区門徒会議員、教区門徒会長及び副会長、教区門徒会常任委員並びに教区の監事は、この条例による教区会議員、教区会議長及び副議長、教区会参事会員並びに教区門徒会議員、教区門徒会長及び副議長、教区門徒会常任委員並びに教区の監事とそれぞれみなし、その任期は、それぞれ従前就任の日から起算するものとする。

5 一九九一年六月三十日現在、教務所長の承認を得て施行していた教区会の議事細則は、この条例による教区会の議事細則とみなす。

6 一九九一年六月三十日現在、宗務総長の承認を得て施行していた教区門徒会の規約は、この条例による教区門徒会の規約とみなす。

7 教務所長は、特に必要と認めるときは、当分の間、第五十二条第一項に規定する教区門徒会員のほか、教区内の門徒の中から、教区門徒会にはかつて教区門徒会員を選定することができる。この場合の教区門徒会員の任期は、その選定の日にかかわらず、第五十二条第一項による教区門徒会員の任期の起算の日からこれを起算する。

8 参議会議員選挙条例（一九八二年条例公示第三号）第八条第二項中「教区制第十三条ただし書」を「教区制第十四条ただし書」に改める。

附 則（一九九七年六月一三日条例公示第九号）抄
この条例は、一九九七年七月一日から施行する。

附 則（二〇〇〇年六月二七日条例公示第四号）
この条例は、公示の日から施行する。

- 附 則（二〇〇五年六月二八日条例公示第一〇号）抄
- 1 この条例は、二〇〇五年七月一日から施行する。
 - 2 二〇〇五年六月三十日現在、宗務総長の承認を得て施行していた各教区の教区教化委員会規程及び教務所長の承認を得

て施行していた各組の組教化委員会規程は、この条例による教区教化委員会規程及び組教化委員会規程とみなす。

3 この条例施行の際、現に教区教化委員会及び組教化委員会の委員長及び委員である者は、それぞれこの条例による教区教化委員会及び組教化委員会の委員長及び委員とみなす。

附 則（二〇〇五年六月二八日条例公示第一号）抄
この条例は、二〇〇五年七月一日から施行する。

附 則（二〇〇九年六月二九日条例公示第五号）
この条例は、公示の日から施行する。